

# 宮崎市新庁舎建設基本設計業務委託公募型プロポーザル評価基準

## 1. 趣旨

本基準は、宮崎市新庁舎建設基本設計業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、評価点の算出方法及び最優秀提案者の選定方法を示すものである。

## 2. 評価方法

評価方法は、実績、技術提案及び価格の3項目を評価する。

- ア 基本設計者の特定は、本基準に基づいて一次審査、二次審査及び価格審査を行い、宮崎市新庁舎建設基本設計者審査委員会（以下「審査委員会」という。）において最優秀提案者1者及び次点提案者1者を特定する。
- イ 一次審査における参加者の評価、配置技術者の技術力については、本基準に基づき、事務局で評価を行い、審査委員会に報告する。（項目ごとに小数点第2位以下を切捨てとする。）
- ウ 価格審査は、各参加者の提案見積価格を本基準に基づき事務局で評価を行い、審査委員会に報告する。
- エ 二次審査は、評価項目ごとに技術提案書の提案内容とプレゼンテーション及びヒアリングを踏まえて各委員が評価を行い、審査委員会の評価は各委員の評価点の合計（合計評価点）とする。
- オ 一次審査、二次審査及び価格審査の合計評価点により、参加者の順位を決定する。
- カ 合計評価点による順位が1位の参加者を最優秀提案者、2位を次点提案者とする。
- キ 合計評価点と同じ参加者が2者以上の場合は、二次審査の評価点が高い者を上位とし、二次審査の評価点も同じ場合は、一次審査のうち、配置技術者の実績が高い者を上位とする。一次審査の配置技術者の実績も同じ場合は、審査委員会にて判断し決定する。

## 3. 一次審査（実績審査）

一次審査である実績審査は、参加者及び本業務の配置技術者等の実績を評価するため、次の項目を下記に示す基準により事務局が定量評価を行い、その結果を審査委員会に報告する。

評価項目	評価の着目点			評価点		
	判断基準			小計		
(1) 企業の実績	業務の実績	実績の種類、免震構造の有無、件数について評価する		5.0	5.0	
(2) 配置技術者 の実績	業務の実績	実績の種類、免震構造の有無、携わった立場、件数について評価する	設計管理技術者	4.8	15.0	
			主任 技術者	建築（総合）		4.2
				建築（構造）		2.0
				電気設備		2.0
機械設備	2.0					
合 計					20.0	

(1) 企業の実績【5.0点】

ア 業務の実績【5.0点】

同種業務、類似業務、参加要件業務の実績（実績の有無、業務の区分、構造形式）について評価を行う。同種業務、類似業務、参加要件業務については、実施要領6（4）エ①による。

評価点は、過去の実績5件について、1件あたりにつき下記の基礎配点として、実績ごとに業務区分と構造形式に応じたウェイトを乗じたものの合計とする。また、業務実績がない場合は0点とする。

実績については、同一物件で基本設計と実施設計が一連の業務の場合はひとつの業務実績として扱う。

① 実績件数と基礎配点

実績件数	基礎配点
5	1.0

② 業務区分の係数

業務区分	評価のウェイト
同種業務	1.0
類似業務	0.8
参加要件業務	0.6

③ 構造形式の係数

構造形式	評価のウェイト
免震	1.0
免震以外	0.8

④ 評価点の算出方法

評価点の計算は下表のとおりとなる。

基礎配点 A	業務区分の係数 B		構造形式の係数 C		評価点 A×B×C	合計
1.0 (最大件数5)	同種業務	1.0	免震	1.0	最大評価 5.0	5.0
	類似業務	0.8	免震以外	0.8		
	参加要件業務	0.6				

(2) 配置技術者（設計管理技術者、各主任技術者）の実績【15.0点】

ア 業務の実績

【配点：設計管理4.8点、建築4.2点、構造2.0点、電気2.0点、機械2.0点】

配置技術者の区分ごとに、業務の実績（業務区分、構造形式、携わった立場）について評価を行う。評価点は、過去の実績について、1件あたりにつき下記の基礎配点として、実績ごとに業務の区分、構造形式、及び携わった立場に応じたウェイトを乗じたものの合計とする。また、業務実績がない場合は0点とする。

実績については、同一物件で基本設計と実施設計が一連の業務の場合であっても、基本設計段階で1件、実施設計段階で1件としてそれぞれ業務実績として扱う。

① 実績件数と基礎配点

配置技術者の区分	設計管理	建築	構造	電気	機械
基礎配点	1.6	1.4	1.0	1.0	1.0
件数	3	3	2	2	2

② 業務区分の係数

業務区分	評価のウエイト
同種業務	1.0
類似業務	0.8
参加要件業務	0.6

③ 構造形式の係数

構造形式	評価のウエイト
免震	1.0
免震以外	0.8

④ 携わった立場の係数

過去の実績での立場	評価のウエイト	
	管理技術者の実績評価の場合	主任技術者の実績評価の場合
管理技術者	1.0	1.0
主任技術者	0.8	1.0
担当者又はこれに準ずる立場	0.6	0.8

⑤ 評価点の算出方法

評価点の計算は下表のとおりとなる。

担当業務分野	基礎配点 A	業務区分の係数 B		構造形式の係数 C		携わった立場 による係数 D		評価点 A×B×C ×D	合計
設計管理 技術者	1.6/件 (最大件 数3)	同種業務	1.0	免震	1.0	管理技術者	1.0	最大評価 4.8	15.0
		類似業務	0.8	免震以外	0.8	主任技術者	0.8		
		参加要件業務	0.6			担当者	0.6		
建築 (総合)	1.4/件 (最大件 数3)	同種業務	1.0	免震	1.0	管理技術者	1.0	最大評価 4.2	
		類似業務	0.8	免震以外	0.8	主任技術者	1.0		
		参加要件業務	0.6			担当者	0.8		
建築 (構造)	1.0/件 (最大件 数2)	同種業務	1.0	免震	1.0	管理技術者	1.0	最大評価 2.0	
		類似業務	0.8	免震以外	0.8	主任技術者	1.0		
		参加要件業務	0.6			担当者	0.8		
電気設備	1.0/件 (最大件 数2)	同種業務	1.0	免震	1.0	管理技術者	1.0	最大評価 2.0	
		類似業務	0.8	免震以外	0.8	主任技術者	1.0		
		参加要件業務	0.6			担当者	0.8		
機械設備	1.0/件 (最大件 数2)	同種業務	1.0	免震	1.0	管理技術者	1.0	最大評価 2.0	
		類似業務	0.8	免震以外	0.8	主任技術者	1.0		
		参加要件業務	0.6			担当者	0.8		

#### 4. 二次審査（技術提案審査）

##### （1）評価方法

二次審査である技術提案審査は、参加者の技術提案書の内容をプレゼンテーション及びヒアリングも踏まえ、別紙「評価基準 別表」の基準により審査委員会委員が評価する。

##### （2）評価の視点

別紙「評価基準 別表」の技術提案項目に示す業務実施方針を含む提案テーマ1～5については、求める提案内容に合致しているかどうか、提案テーマごとに、業務の理解度、的確性、実現性、創造性を評価する。提出された内容とプレゼンテーション及びヒアリングの内容を踏まえ、審査委員会委員が、総合的に審査・評価を行う。

#### 5. 価格審査

参加者から提出された提案見積価格を事務局にて次の算定式により点数化し、評価する。

（小数点第2位以下を切り捨てとする。）

価格審査の評価点 =  $5 \times \text{最低提案見積価格} \div \text{提案見積価格}$

※最低提案見積価格：参加者の中で最も低かった提案見積価格

#### 6. 評価点の算出

評価点の算定方法は一次審査、二次審査及び価格審査の評価点を合計することとし、その合計評価点にて順位付けを行う。

##### （1）審査委員会委員一人当たりの評価点

評価点（100点） = 一次審査の評価点（20点） + 二次審査の評価点（75点） + 価格審査の評価点（5点）

##### （2）合計評価点（審査委員会委員7名の合計）

合計評価点は下記の評価配点による。

評価配点

項目		審査委員会委員一人当たり 配点	配点合計（7名）
企業の実績		5	35
配置技術者の実績		15	105
技術 提案 審査	提案テーマ1	15	105
	提案テーマ2	15	105
	提案テーマ3	20	140
	提案テーマ4	15	105
	提案テーマ5	10	70
価格審査		5	35
合計		100	700